

株 主 各 位

兵庫県姫路市北条ロー丁目17番地
神 姫 バ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 長尾 真

「第143回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社「第143回定時株主総会招集ご通知」（書面）の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申しあげますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、本訂正は、招集ご通知の電子提供措置を開始する前に判明いたしました。そのため、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）には訂正後の電子提供措置事項のみを掲載しております。

一方で、お手元に届く書面につきましては、既に同書面の校了手続きが完了していたため、訂正前の内容となっております。誠に恐縮ではございますが、何卒ご了承くださいませようお願い申しあげます。

敬具

記

【訂正箇所及び訂正内容】

(1) 訂正箇所

「第143回定時株主総会招集ご通知」17ページ
事業報告「3. 会社役員に関する事項」

(5)取締役及び監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等のうち、
「4. 株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針」

(2) 訂正内容（訂正箇所には下線を付しております。）

<訂正前>

4. 株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に交付する株式報酬は譲渡制限付株式とする。株式報酬の額については、経営に関わる役職位の責任に応じた評価基準にて個人毎に設定した上で、取締役会において決定する。なお、株式報酬は金銭債権（年間総額40百万円以内）を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で譲渡制限付株式（当社の普通株式とし、年間総数 15,000株以内）を交付するものとする。

<訂正後>

4. 株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に交付する株式報酬は譲渡制限付株式とする。株式報酬の額については、経営に関わる役職位の責任に応じた評価基準にて個人毎に設定した上で、取締役会において決定する。なお、株式報酬は金銭債権（年間総額40百万円以内）を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で譲渡制限付株式（当社の普通株式とし、年間総数 30,000株以内）を交付するものとする。

（注）当社は2025年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴い本方針により交付される譲渡制限付株式の年間総数を15,000株以内から30,000株以内に調整しております。

以 上